

# 「介護予防・日常生活支援総合事業」 南牧村デイサービスセンター野辺山

## 【別紙 重要事項説明書】

あなたに対する、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、あなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 事業者

事業の名称 社会福祉法人 ジェイエー長野会  
所在地 長野市大字南長野北石堂町1177-3  
種別 社会福祉法人  
代表者 理事長 上原 孝義  
電話番号 026-223-0533

### 2 利用施設

施設の名称 南牧村デイサービスセンター野辺山  
所在地 長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字喜峯ヶ丘65-3  
管理者 施設長 柴崎 好広  
電話番号 0267-91-1155  
FAX番号 0267-98-5188

### 3 利用施設であわせ実施する事業

事業所の種類		長野県知事の事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設	令和2年4月1日	2072000173	80人
居宅	短期入所生活介護	令和2年4月1日	2072000173	19人
〃	介護予防短期入所生活介護	平成30年4月1日	2072000173	
〃	地域密着型通所介護	令和3年4月1日	2072000355	18人
〃	介護予防・日常生活支援総合事業	令和3年4月1日	2072000355	

### 4 事業の目的と運営の方針

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の支援、相談及び援助、利用者の生活機能の維持又は、向上を目指して、その他の日常生活の世話、健康管理及び療養上の世話をします。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供するとともに、地域や家庭との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。

5 南牧村デイサービスセンター野辺山の概要

総敷地面積	36,535㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延べ床面積	764.4㎡
利用定員	18名

(1) 施設の概要

定員	18名
食堂・機能訓練室	1室 (107.2㎡)
ダイルーム	1室 (54.4㎡)
静養室	1室 (2床)
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります
他	トイレ、給湯コーナー等

(2) 職員体制 (主たる職員)

職種	員数	常勤	非常勤	事業所の指定基準
施設長	1	1 (兼務)		1
生活相談員	1	1		1
管理栄養士	1	1 (兼務)		
事務員・運転手	1	1 (兼務)		
介護職員	4	4	1	1
看護職員	1		1	1
機能訓練指導員	1		1	1

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日及び祝日
休日	日曜日、12月30日～1月3日
開所時間	午前8時00分～午後5時00分
サービス提供時間	通常：午前8時00分～午後5時00分

6 サービスの内容

(1) 居室

南牧村デイサービスセンター野辺山内

(2) 共通的服务

利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて、食事・入浴・排泄などの必要な支援を行います。

1 入浴

原則として毎回ご利用いただけます。

2 食事

昼食 11時30～

3 送迎

朝・夕の送迎を毎回行います。

4 健康管理・相談

毎回看護師が検温・血圧・脈拍を測定し、健康管理を行います。また、いつでも健康相談サービスを受けることができます。

5 生活相談

常勤の生活相談員に日常生活に関することも含めて相談できます。

(3) 選択的サービス

アクティビティサービス

集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

7 料金

(1) <サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。）

1) 基本サービス料

(1割負担)

	事業対象者(週1回) 要支援1	事業対象者(週2回) 要支援2
1. ご利用回数	1回～4回 4,360 円 5回以上 16,720 円	5回～8回 4,470 円 9回以上 36,210 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1回～4回 3,924 円 5回以上 14,928 円	5回～8回 4,023 円 9回以上 32,589 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1－2)	1回～4回 436 円 5回以上 1,798 円	5回～8回 447 円 9回以上 3,621 円

※町村発行の負担割合証に応じて1割から3割の負担となります。

利用料の自己負担額は「介護報酬告示上の額」となります。

2) サービス提供体制強化加算 I 1（要支援1） 88円

サービス提供体制強化加算 I 2（要支援2） 176円

3) 介護職員処遇改善加算

上記、1)、2)を合計した金額に加算率(0.059)を乗じて得た金額

4) 介護職員等特定処遇改善加算

上記、1)、2)を合計した金額に加算率(0.012)を乗じて得た金額

5) 介護職員等ベースアップ等支援加算

上記、1)、2)を合計した金額に加算率(0.011)を乗じて得た金額

6) 科学的介護推進体制加算 40円

入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すにあたり、情報の活用を行うこと。

7) 送迎減算 -47円

送迎を行わない場合（利用者様のご家族の送迎で通所する場合）に送迎未実施に係る減算の対象となります。

- 8) ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 9) ご利用者へ提供する食事に係る費用は別途いただきます。
- 10) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

1.1 その他の料金

・食費	1日	600円
・入浴代	1回	300円
・その他の日常生活費	実費	

(2) その他

医療費、行事参加費は、別途負担いただきます。

(3) 支払方法（契約書第6条）

料金、費用は1カ月ごとに計算し、翌月中旬までに前月分の請求をいたします。20日までにお支払いください。

※ お支払い方法は、J A振り込み、J A自動口座振替、現金の三通りのなかから契約の際にお選びいただけます。

ただし、現金でのお支払いは月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時30分の間をお願いします。

8 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- (1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、総合事業サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- (2) 月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、総合事業サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- (3) 利用者の体調不良や状態の改善等により総合事業計画に定められた期日より多か場合であっても、日割りでの割引又は増額しません。
- (4) ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、総合事業事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- (5) 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 2 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 3 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

- (6) 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- (7) サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

9 施設利用に関する事項

- (1) 喫 煙 指定の場所において、自由です。
- (2) 設備・器具の利用 身体の状態に合わせ、自由に利用できます。
- (3) 金銭・貴重品の管理 多額の金品はご遠慮ください、責任を負いかねます。

10 緊急時の対応方法 (契約書第9条の4)

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

(1) 緊急連絡先

氏 名			続 柄	
住 所				
電話番号		携帯電話		

氏 名			続 柄	
住 所				
電話番号		携帯電話		

(2) かかりつけ医及び主治医

かかりつけ医	
主 治 医	

11 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 指定通所介護サービスセンター野辺山防災計画に基づき、迅速に対応します。
- (2) 防 災 設 備 建築基準法及び消防法による消防設備が完備しています。
- (3) 防 災 訓 練 年間2回以上の防災訓練を実施します。
- (4) 防 災 責 任 者 管理者

## 12 サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

南牧村サービスセンター野辺山 管理者、生活相談員 TEL 0267-91-1155

### (2) 第三者委員（オンブズマン）

由井 健一様 川上村児童民生委員 TEL 0267-97-2675

林 久美子様 川上村児童民生委員 TEL 0267-99-2761

黒川 真弓様 南牧村児童民生委員 TEL 0267-98-2358

松橋 結花様 南牧村児童民生委員 TEL 0267-98-2027

井出 公夫様 JA長野八ヶ岳 TEL 0267-91-1101

### (3) 本事業所で解決できない苦情等は下記機関に申し出ることができます。

1) 長野県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 026-226-2035

2) 国民健康保険団体連合会 TEL 026-238-1580

3) 市町村役場

・南牧村 TEL 0267-96-2211

・北杜市 TEL 0551-42-1111

4) 南牧村地域包括支援センター TEL 0267-96-1177

## 13 運営推進会議

(1) 事業者は、事業所が提供している内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスを提供することで、サービスの質を確保することを目的として、「運営推進会議」を設置します。

(2) 利用者・家族/地域住民の代表者/村職員又は地域包括支援センター職員/サービスに関する有識者を構成員とする

(3) 開催頻度はおおむね6月に1回とし、事業所はサービスの提供状況を報告し、会議による評価をうけ、必要な要望・助言等を聞く機会を設け、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表する。

指定介護予防通所介護サービスの提供にあたり、利用者に対して重要事項について本書面に基づいて説明をしました。

事業者 所在地 長野県南佐久郡南牧村大字野辺山65-3  
名称 南牧村デイサービスセンター野辺山

説明者 職 名

氏 名

私は、事業者から指定介護予防通所介護サービスについての重要事項について本書面により説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

(続柄)